

2025. 11. 21

名古屋税理士会 名古屋東支部研修会

取引相場のない株式の評価実務

会計検査院指摘と総則6項否認の3つの裁判例等

名古屋税理士会 名古屋東支部所属

税理士 公認会計士

長谷川敏也

contents -----

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 最高裁 令和4年4月 19 日判決における総則6項の適用事例 | 5 東京高裁 令和6年8月 28 日仙台調剤薬局M&A事件(控訴棄却、確定) |
| 2 国税庁 総則6項の適用基準 | 6 金沢国税不服審判所 令和6年3月 25 日裁決 |
| 3 会計検査院 取引相場のない株式の評価 | |
| 4 東京高裁 令和7年6月 16 日総則6項適用(国側逆転勝訴) | |

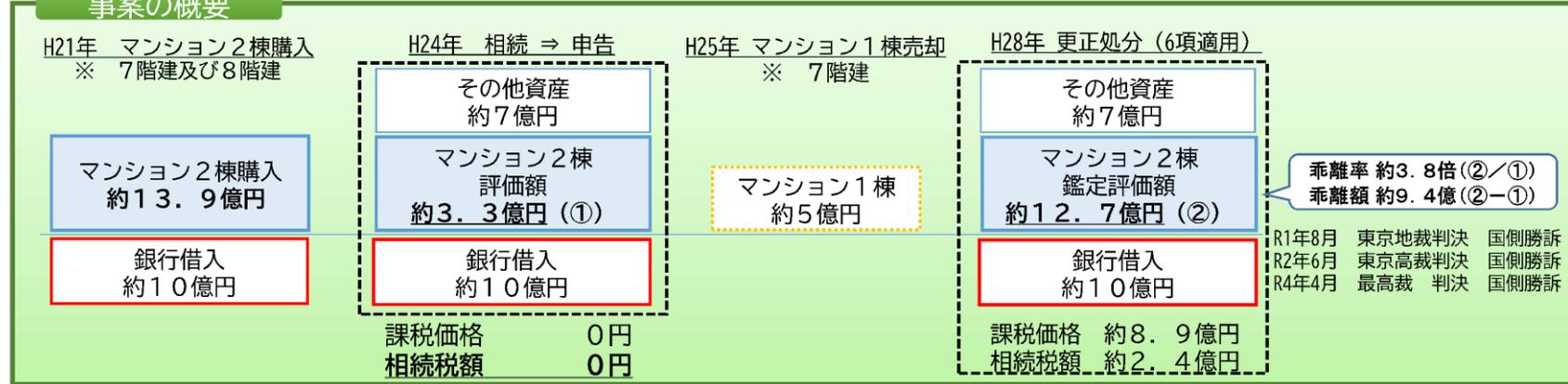
最高裁判決における財産評価基本通達6項の適用事例

財産評価基本通達6項

(この通達の定めにより難しい場合の評価)

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する

事案の概要



最高裁判決 (令和4年4月19日) の要旨

- ① 課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、平等原則に違反するものとして違法
- ② 相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、当該財産の価額を上記通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするとは租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。
- ③ 本件の(1)、(2)などの事情の下においては、本件各不動産の価額を評価通達を上回る価額にすることは、平等原則に違反しない。
 - (1) 本件各不動産 (マンション2棟) の購入・借入れが行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になる。
 - (2) 被相続人及び相続人は、本件各不動産の購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において相続人の相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行した。

(出典: 国税庁R5.1.31 報道発表資料)

国税庁は「最高裁判決における財産評価基本通達6項の適用事例」と言っているが、実は最高裁は6項の必要性に触れていない。

令和4年4月19日の最高裁判決は、課税庁が評価通達どおりの「画一的評価」を外れて鑑定評価等のより高額な価額で課税したことの適法性を、財産評価基本通達・総則6項そのものの当否ではなく、①相続税法22条の「時価」概念と、②租税法上の一般原則としての平等原則（同様事案は同様に扱う要請）に照らして判断した。

評価通達は内部通達にすぎず納税者を直接拘束しない以上、裁判所は、通達適用の可否ではなく、通達の画一適用が実質的公平を害する特段の事情があるかを問うたうえ、「そのような事情があるときに通達額を上回る額で課税しても平等原則に反しない」と構成したため、総則6項に踏み込む必要がなかった。

最高裁は、評価通達は上級行政機関が下級機関を指揮するための通達にすぎず、国民に直接の法的効力を有しないと明確に判示。そのため、裁判所による適法性審査は通達そのものの当否ではなく、法（相続税法22条）と一般原則（平等原則）に基づいて行われる、という立て付けを行った。

6項に触れると論理構成がうまくいかないから「通達などというのは法的に拘束される必要がない」ということを前面に出して6項の存在を無視したのかもしれませんが」（品川芳宣「徹底検証財産評価基本通達総則6項」速報税理2025.10.21）。

なお、「評価通達6を適用した課税処分 of 効力については、令和4年最判が最高裁判所としては初めて当該課税処分の適法性を認めたときは、今後評価通達6を適用した課税処分が積極的に行われるのではないかということで、納税者側に緊張が走った」（品川芳宣「相続開始直前に多額増資により取得した株式に係る評価通達6項の適用」T&A master2025.10.20）と論述しており、本資料に代表されるように、国税庁は「総則6項の適用」と言っているので、実務では（本セミナーでは）6項を適用した課税処分と扱っている。

なお、一般に実務（本セミナー）で言う「評価通達6」と「総則6項」は、いずれも財産評価基本通達（評基通）第1章「総則」6（「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる場合の評価」）を指す同一の規定である。呼称の揺れは乞ご容赦。

財産評価基本通達6項の適用に関する取組

総則6項の3つの適用基準を指示

Q 6 : では、今回国税庁が指示をしたポイントはなんでしょうか。

A 最高裁の判示内容を踏まえ、総則6項の適用を検討する基準について、新たに指示しているといいます。評価通達の定めによって評価することが著しく不相当であるかどうか、つまり総則6項の適用対象となるかどうかについては、次の3つの基準を総合的に勘案して判断することです（【参考4】）。

【参考4】最高裁判決を踏まえ国税庁が指示した総則6項の適用基準

基準①	評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか。
基準②	評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しいかい離が存在するか。
基準③	課税価格に算入される財産の価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか。

（出典：税務通信 3719号 2022.9.12）

近年における評価通達6項の適用件数の推移

年分 (事務年度)	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
件数	0	1	1	0	6	11
内不動産			1		3	5
内非上場株式		1			3	6

（出典：ニューズプロ 2025.6.19）

13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の 背景

- ✓ 相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、**取引相場のない株式は、財産評価基本通達（評価通達）によれば、株式の発行会社（評価会社）の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価**
- ✓ **原則的評価方式として次の3つの評価方式があり、評価会社の規模区分別に選択可能な評価方式が定められている**
 - ① **類似業種比準方式**は1株当たりの類似業種比準価額により評価
→ 会社の業績等を表す3要素について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価
 - ② **純資産価額方式**は1株当たりの純資産価額により評価
 - ③ **併用方式**は類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価
- ✓ 同族株主(注)以外の株主等が取得した株式については、**特例的評価方式である配当還元方式**により評価
配当還元方式は年配当金額を一定の率（還元率＝10%）で割り戻すことにより株式の価額を計算
(注) 課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の割合が30%以上のグループ等に属する株主及びその同族関係者

検査の 状況

- ✓ 令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査
 - 1. **原則的評価方式による評価の状況**
 - ・ **類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となっており、類似業種比準価額は、純資産価額に比べて相当程度低い水準**
 - 計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準方式(①)及び併用方式(③)による各評価額は、純資産価額方式(②)による評価額に比べて相当程度低く算定され、**各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況**
 - ・ **純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍**
 - **評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向**
 - ⇒ **類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたことや評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあることなどが要因となっている**と思料
 - ▶ **このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない**と思料
2. **特例的評価方式（配当還元方式）による評価の状況**
 - ・ **配当還元方式の還元率（10%）は、評価通達制定当時（昭和39年）の金利等を参考にするなどして設定**
その後、還元率は金利の水準が長期的に低下する中で見直されていない
 - 還元率が社会経済の変化に応じたものとなっておらず、**近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ**
 - ▶ **10%の還元率に基づいて算定される評価額は、通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがある**と思料

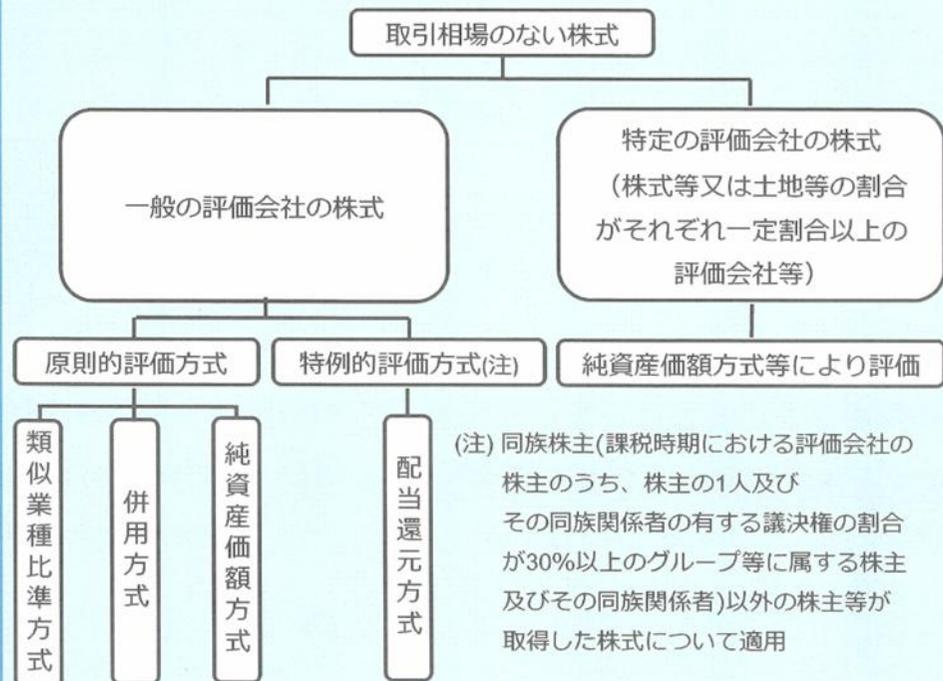
所見

- ✓ 国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、**異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要**

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

検査の背景（本文P580～584）

<取引相場のない株式の評価方法の体系>



相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式
→財産評価基本通達（評価通達）により株式の発行会社（評価会社）
の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価

<評価会社の規模区分と原則的評価方式の各評価方式>

原則的評価方式として、次の三つの評価方式が定められている

- ①類似業種比準方式：1株当たりの類似業種比準価額により評価
- ②純資産価額方式：1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）により評価
- ③併用方式：類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価

評価方式	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
評価会社の規模区分			
大会社	◎	—	○
中会社	—	◎	○
小会社	—	○	◎

(注)原則的評価方式を「◎」、選択可能な評価方式を「○」

13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の背景（本文P580～584）

<①類似業種比準価額の計算式>

会社の業績等を表す3要素（配当金額、利益金額、純資産価額（簿価））について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価

類似業種比準価額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{3要素の比準割合} \\ \text{の平均値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{しんしゃく} \\ \text{割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{1株当たりの資本金} \\ \text{等の額に係る調整} \end{array} \right]$$

$$= A \times \left(\frac{B}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{3} \right) \times 0.7 \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}} \quad (\text{注2}) \quad (\text{注1})$$

A：類似業種の株価

②：評価会社の1株当たりの配当金額、B：類似業種の1株当たりの配当金額

③：評価会社の1株当たりの利益金額、C：類似業種の1株当たりの利益金額

④：評価会社の1株当たり純資産価額（簿価）、D：類似業種の1株当たり純資産価額（簿価）

「②/B」、「③/C」及び「④/D」は、それぞれ配当金額、利益金額及び純資産価額（簿価）の比準割合

(注1) 「類似業種比準価額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額として計算することとなっているため、当該項を乗じて評価額を算出することとなっている

(注2) 大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5を乗ずることとなっている

<②純資産価額の計算式>

国税庁は、実質的に純資産価額が他の評価方式による評価額の上限となっているなど、基本的な評価額として位置づけ

純資産価額

$$= \frac{\text{資産の合計額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額}}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

<③併用方式による評価額>

類似業種比準価額及び純資産価額を用いて計算
評価会社の規模が大きい区分ほど類似業種比準価額を用いる割合が高い

$$= \text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1-L)$$

	「L」の値	「1-L」の値
中会社（大）	0.9	0.1
中会社（中）	0.75	0.25
中会社（小）	0.6	0.4
小会社	0.5	0.5

<特例的評価方式（配当還元方式）による評価額>

年配当金額を一定の率（還元率=10%）で割り戻すことにより、その元本である株式の価額を計算

配当還元方式による評価額

$$= \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}} \quad (\text{注})$$

(注) 「その株式に係る年配当金額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるため、当該項を乗じて評価額を算出することとなっている

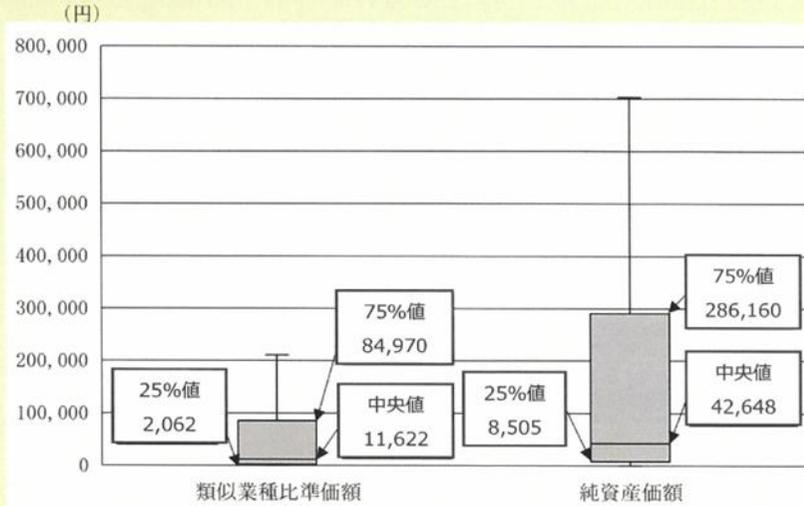
13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

（検査の対象） 令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査

検査の状況 1 原則的評価方式による評価の状況（本文P585～592）

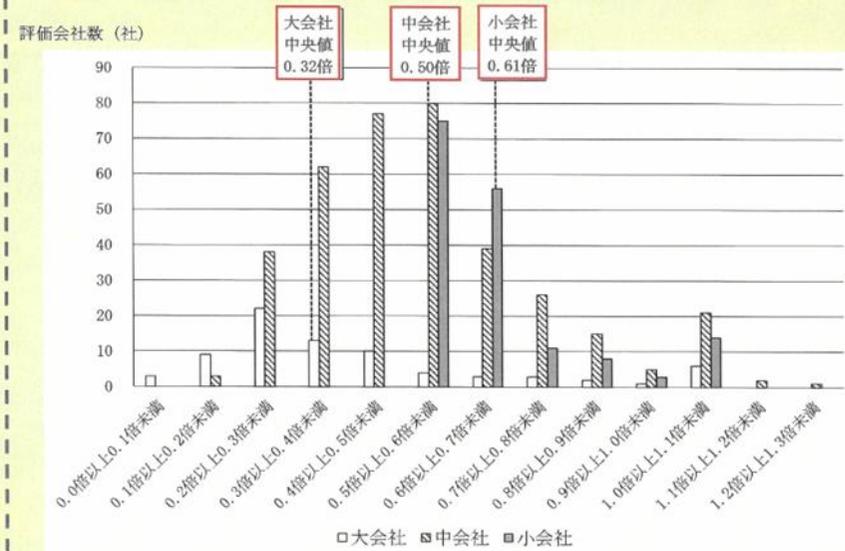
＜類似業種比準価額及び純資産価額の比較＞



類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となっており、類似業種比準価額は純資産価額に比べて相当程度低い水準

→計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準方式及び併用方式による各評価額は、純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況

＜評価会社の規模区分別の純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況＞



純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍
→評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の状況 1 原則的評価方式による評価の状況（本文P585～592）

<類似業種比準価額が純資産価額と比べて低くなる要因>

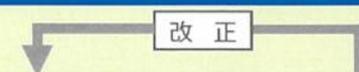
要因 1 類似業種比準価額の計算式等に係る評価通達の改正の影響（改正内容）

- ・類似業種の株価の選択に当たっての業種目及び対象期間の範囲を広げる改正
- ・評価会社の1株当たりの利益金額の選択に当たっての対象時期の範囲を広げる改正



上記の改正により類似業種の株価や評価会社の1株当たりの利益金額について、より選択範囲が広げられるとともに、最も低い金額を選択することが可能になった

→ 類似業種比準価額を下げることも可能になった



区分	現行	評価通達制定当時(昭和39年)
類似業種の株価	【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」又は「その業種目の属する中分類の業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」又は「その業種目の属する大分類の業種目」 【対象期間】 「課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの」、「類似業種の前年平均株価」又は「課税時期の属する月以前2年間の類似業種の平均株価」	【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」 【対象期間】 「課税時期の属する月中の類似業種の株価」
評価会社の1株当たりの利益金額	「直前期末以前1年間」又は「直前期末以前2年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額	「直前期末以前1年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額

要因 2 類似業種比準価額の計算式における配当金額の影響

評価方式	評価会社数	配当金額の比準割合が0であった評価会社数	配当金額の比準割合が0ではなかった評価会社数
類似業種比準方式	92(100%)	43(46.7%)	49(53.2%)
併用方式	498(100%)	426(85.5%)	72(14.4%)
計	590(100%)	469(79.4%)	121(20.5%)

配当金額を計上しておらず、配当金額の比準割合が0の評価会社が約80%を占めている状況

配当金額を計上していない評価会社の類似業種比準価額の計算においては、実質的に2つの比準要素の合計を3で除するなどして評価額を算定することになる
 → 評価額が下がることとなる

このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと史料

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

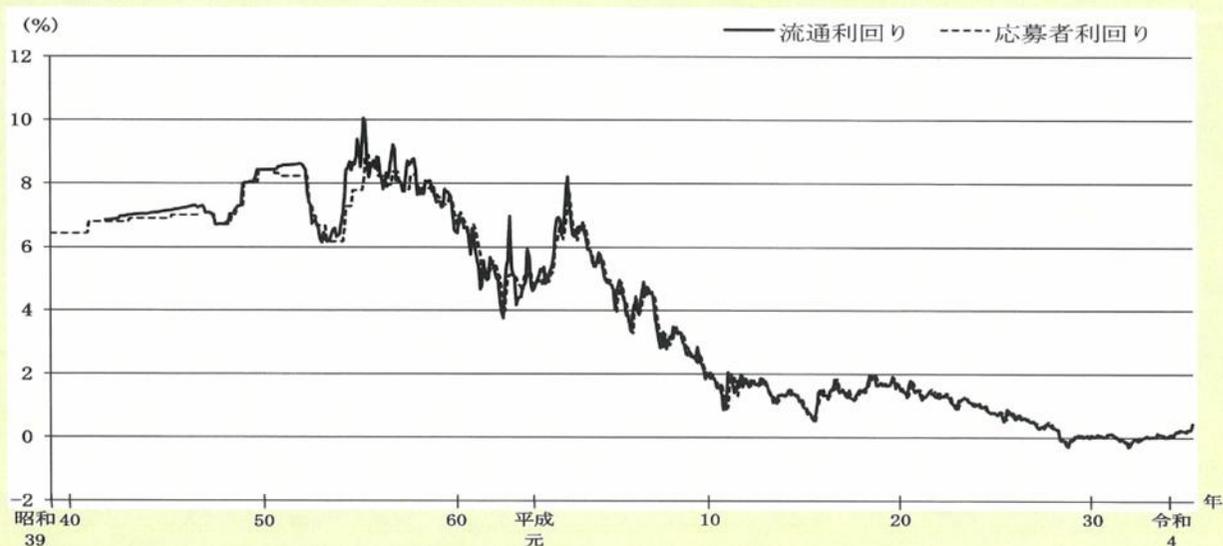
国税庁

検査の状況 2 特例的評価方式による評価の状況（本文P592～594）

<還元率と金利水準の比較>

配当還元方式の還元率（10%）は、昭和39年の評価通達制定当時の金利等を参考にするなどして設定

→その後、我が国の金利水準が長期的に低下してきている中、見直されていない（※下図は長期国債の利回りの推移）



(注)日本証券業協会「公社店頭売買参考統計値表」、財務省「国債統計年報」等を基に本院において作成

⇒還元率は、社会経済の変化に応じたものとはなっておらず、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ

所見

国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要

会計検査院の指摘を契機に、法令や通達・実務運用が具体的に見直された代表例

1 住宅ローン控除の見直し

会計検査院は、低金利下で控除率(1%)が支払利息を上回り行動歪み(不要な借入や繰上げ返済抑制)を生む点を具体的に指摘(会計検査院「平成30年度検査報告(住宅ローン控除等)」)

財務省は、令和4年度改正に関し「会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%に見直し」と明示(加えて期間13年・所得要件2,000万円等の併修正)。

2 完全子法人株式等・関連法人株式等の配当に係る源泉徴収見直し

還付金・還付加算金が多額に発生し、源泉徴収事務・還付事務の非効率を招いていると会計検査院(令和元年度決算検査報告)が詳細に報告。(会計検査院「令和元年度決算検査報告第2完全子法人株式等…」)

令和4年度改正で「完全子法人株式等」および保有割合が1/3超の「関連法人株式等」に係る配当について、所得税を課さず源泉徴収を行わない特例を創設。2023年10月1日以後の配当から適用。

3 振替納税の領収証書送付廃止

会計検査院が領収証書送付の取止めによる経費節減を求めた。口座振替納付の都度、領収証書の送付を行わないこととすると、口座振替納付に係る経費のうち郵送料相当額及びこれに係る消費税相当額24年度3億2,249万余円、25年度3億2,328万余円、計6億4,578万余円、領収証書の書式が印刷された用紙の製造請負費用24年度2,626万余円、25年度2,682万余円、計5,309万余円、被覆用シールの製造請負費用24年度241万余円、合計7億1,018万余円節減できたと認められた。(平成26年度決算検査報告)

国税庁「振替納税の領収証書送付取りやめ」では、国税を口座振替により納付していただいた方には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されておりますが、会計検査院より領収証書の送付を取りやめて経費節減を図るようことの指摘を受け、平成28年度税制改正を経て、平成29年1月以降送付しないこととなりました。平成29年1月以降、領収証書の送付に代えて、次のとおり対応しますので、納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

「自社株評価」を巡る最近の裁判例等の確認

1. 東京高裁令和7年6月16日総則6項適用(国側逆転勝訴)

(1) 東京高裁が非上場株式の相続税評価において、評価通達の総則6項に基づく純資産価額方式による国の評価額を認めた事例。

平成25年に死亡した被相続人の相続に関し、相続人らはX社株式を併用方式(1株1,858円)で評価し申告したが、税務署長は総則6項に基づき純資産価額方式(1株3,443円)で評価し更正処分を行った。一審の東京地裁は、通達を超える評価は平等原則に反するとして納税者勝訴としたが、控訴審の東京高裁はこれを覆した。

年	月日	行動	評価単価	摘要
平成24年	9月30日	BSのうち投資有価証券が89.2%		
平成25年	4/18~5/9	被相続人上場株式等売却し37億円の預金入金		
	6月15日	自筆証書遺言作成		
	7月12日	証券会社相談開始。相続税減税スキーム提案受ける		
	8月9日	臨時株主総会開催(定款変更、配当決議(@40円))		比準要素1の会社(189(1))外し
		第三者割当増資36億円	3,976	株式保有特定会社(189(2))外し
	9月30日	配当支払い		
		BSのうち投資有価証券が26.1%		
	10月14日	相続開始		
平成26年	8月12日	遺産分割協議成立		
	8月13日	相続税申告(課税価格21、税額10億円)	1,853	併用方式(179(3)ただし書)
平成27年				
平成28年				
平成29年	6月19日	相続税修正申告(課税価格25、税額13億円)	2,263	S1+S2(189-3ただし書)
	7月7日	松本税務署長更正処分	3,443	純資産価額方式
	7月31日	相続自己株式の金庫株譲渡	3,736	
		……みなし配当特例、取得費加算特例適用		
	12月8日	更正請求	1,858	併用方式(179(3)ただし書)
平成30年	9月7日	評価通達6に基づく更正処分(課税価格37、税額20)	3,443	純資産価額方式
	11月29日	国税不服審判所へ審査請求		
令和3年	8月27日	国税不服審判所請求棄却		
令和4年	2月28日	訴えを提起		
令和7年	1月17日	東京地裁判決(納税者勝訴)	1,858	併用方式(179(3)ただし書)
	6月19日	東京高裁判決総則6項適用(国側勝訴)	3,443	

(2)原告らの主な行為等(国の主張)

●新株発行及び出資前の時点では、X社は、その資産の約89.2%を株式で保有していたため、「株式保有特定会社」(評基通189(2))に該当し、併用方式による評価額よりも高くなる。X社の資産の評価額に占める株式等の評価額の割合を低下させ、X社が本件相続開始時において株式保有特定会社に該当しないようにするため、原告が株式の過半を有し実質的に支配するX社で本件新株発行を決議し、本件被相続人が本件出資を行った。また、X社は本件配当がなければ、本件相続開始時に「比準要素数1の会社」(評基通189(1))に該当し、併用方式よりも評価額が高くなる。原告は、X社の「1株当たりの配当金額」が0円とならないようにし、X社が比準要素数1の会社に該当しないようにするため、本件配当を行った。本件新株発行等により、原告らの相続税の負担は著しく軽減されることになる。

●原告は、本件相続開始の約3か月前に、証券会社を訪れ、本件被相続人に係る相続税対策の相談をした。証券会社の担当者から、本件新株発行等を用いた相続税減税スキームの提案を受け、相続開始後のキャッシュアウトを予定したうえで、上記スキームを実行した。

関係財産評価基本通達

1 財産の評価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる評価額をいい、その評価額は、この通達の定めによって評価した評価額による。財産の評価に当たっては、その財産の評価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の評価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

178 取引相場のない株式の評価額は、評価しようとするその株式の発行会社が大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ179の定めによって評価する。ただし、特定の評価会社の株式の評価額は189《特定の評価会社の株式》の定めによって評価する。

(取引相場のない株式の評価の原則)

179 前項により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の評価額は、それぞれ次による。

(1) 大会社の株式の評価額は、類似業種比準評価額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産評価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価することができる。

(2) 中会社の株式の評価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、算式中の類似業種比準評価額を1株当たりの純資産評価額(相続税評価額によって計算した金額)によって計算することができる。

類似業種比準評価額×L+1株当たりの純資産評価額(相続税評価額によって計算した金額)×(1-L)

(3) 小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、Lを0.50として(2)の算式により計算した金額によって評価することができる。

(特定の評価会社の株式)

189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。

(1) 比準要素数1の会社の株式

183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)、(2)及び(3)に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0である評価会社(次の(2)から(6)に該当するものを除く。以下「比準要素数1の会社」という。)の株式の価額は、次項の定めによる。

(注) 配当金額及び利益金額については、直前期末以前3年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。

(2) 株式等保有特定会社の株式

課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちを占める株式、出資・・・の価額の合計額(189-3((株式等保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」という。)の割合が50%以上である評価会社(次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式等保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-3((株式等保有特定会社の株式の評価))の定めによる。

(3) 土地保有特定会社の株式

課税時期において、次のいずれかに該当する会社(次の(4)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。

(比準要素数1の会社の株式の評価)

189-2 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する(この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とそ

の同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が比準要素数 1 の会社の 185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の 50%以下であるときには、同項の本文の定めにより計算した 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の比準要素数 1 の会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、L を 0.25 として、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式により計算した金額によって評価することができる。

(株式等保有特定会社の株式の評価)

189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が株式等保有特定会社の 185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の 50%以下であるときには、上記により計算した 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式等保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S1 の金額」と(2)の「S2 の金額」との合計額によって評価することができる。

(3)地裁の判断

争点2(本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否か)について

1 租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である(令和4年最判)。

2 被相続人の相続財産のうち、本件株式の価額について、A社は小会社に該当するため、評価通達の定めにより評価した場合の評価方法は、原告らが本件各更正の請求において併用方式を選択したことにより併用方式により評価することとなる(1株当たり1,858円)。なお、この点に関し、被告は、評価通達189柱書きなお書きが適用される場合に係る主張をするが、同なお書きの要件該当性につき、具体的な主張立証をしないから、同なお書きが適用される場合に係る被告の主張は採用することができない。したがって、本件株式の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がない限り、本件各更正処分は、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。

3 被告は、本件新株発行等により、原告らの相続税の負担は著しく軽減されることになり、また、原告甲及び被相続人は、本件新株発行等が原告らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待していたから、本件において、課税庁が、原告らの相続財産の価額について評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとしたとしても、上記の平等原則に違反しない旨を主張する。

4 本件新株発行等をしたことにより、課税価格の合計額は、17億0885万4000円(約45%)、相続税の総額は8億5442万7000円(約49%)減少することとなり、納付すべき相続税額も、おおむねこれらと同程度の割合で減少するものと考えられる。ただし、評価通達は、小会社の株式の価額の評価方法について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めているところ、仮に原告らが純資産価額方式を選択していれば、課税価格の合計額、相続税の総額、納付すべき相続税額は本件各更正処分におけるそれらと同額となり、…そうすると、本件株式の価額を併用方式により評価することを前提とすると、本件新株発行等をしたことにより、相続税の総額等は相当限度減少するものの、この減少は、原告甲及び本件被相続人が本件新株発行等をしたことにより直ちに生ずるものではなく、評価通達が、小会社の株式の価額の評価方法について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにも起因するものといえる。

5 なお、客観的な交換価値としての時価は一義的なものではなく、その評価方法も複数あり得るところ、評価方法が異なれば、それぞれの方法が合理的であっても評価額に違いが生ずるのは当然であるから、本件株式の価額を評価通達の定める方法(併用方式)により評価した額と、本件各更正処分価額(純資産価額方式により評価した額)や本件報告書における評価額との間に大きなかい離があることをもって、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということはできないことはもとより、評価通達が、純資産価額方式と併用方式のそれぞれを合理的な評価方法とし、いずれによるかは専ら納税義務者の選択に委ねることとしている以上、仮に原告甲及び本件被相続人が本件新株発行等をした時点で併用方式を選択することを予定していたとしても、そのことを上記の事情の有無の判断に当たり重視することは相当でない。

6 本件株式の価額を併用方式により評価することを前提にすると、本件新株発行等により、本件相続に係る課税価格の合計額及び相続税の総額は、相当程度減少することとなるが、課税価格の合計額は21億2513万4000円、相続税の総額は8億8156万6500円となお相当高額に及んでおり、それらの減少の割合も5割未満にとどまるものであって、相続税法18条による加算等をした後の納付すべき相続税額は、合計10億5641万2200円に及ぶ。また、上記の減少は、評価通達が、小会社の株式の価額について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにもよるものであり、必ずしも本件新株発行等のみによるものではない。そうすると、本件新株発行等により、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することは困難である。加えて原告甲及び被相続人は、被相続人の相続に係る相続税につき、相続税法18条による相続税の加算がされることとなる行為もしており、これらの行為も含めて全体としてみれば、原告甲及び被相続人の行為が、それにより、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することまではできない。

7 以上によれば、本件において、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価することが、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と原告らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するということはできない。したがって、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するといわざるを得ない。

(4) 高裁の考え方

高裁は、①通達評価額によると相続税負担が著しく軽減されるか、②新株発行等が租税負担の軽減を意図したものか、の2点を検討。①については、軽減割合が5割未満でも税額等を総合的に考慮し「著しく軽減」と判断。②については、被控訴人 A が証券会社と節税スキームを実行し、相続税負担の軽減を意図していたと認定した。

また、被控訴人らの主張する経営支配権維持の目的については、証拠がなく採用できないとした。

この判決は、総則6項を巡る国側敗訴が続いていた中での逆転勝訴であり、株式評価実務や今後の動向に影響を与える可能性がある。

1 高裁が根拠とした令和4年最高裁の総則6適用基準

租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。

もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である(令和4年最判)。

2 被控訴人らは、被控訴人らが納付すべき相続税額の軽減割合は5割未満にしかならないから、被控訴人らの相続税の負担が著しく軽減されることになるとはいえないと主張するが、被控訴人らが納付すべき相続税額の軽減割合が5割に満たないとしても、軽減される相続税の額を総合的に考慮して判断すると、被控訴人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきであり、被控訴人らの主張は採用できない。

3 被控訴人甲は、本件相続開始の約3か月前である平成25年7月12日、本件証券会社を訪れ、もうすぐ〇〇歳になる本件被相続人が株式売却により約40億円の預金を有しているとして、本件被相続人に係る相続税の節税対策の相談をし、同月19日には、甲の自宅を訪れた本件証券会社の担当者に対し、①節税したい、②子世代よりは孫や甲の妻に相続又は贈与したいとの基本的な希望を表明し、担当者が〇〇〇〇を活用した節税対策を説明したのに対して強い関心を示し、同月29日には、本件証券会社を再訪し、担当者から、同社が作成した資料に基づき、A社に対して20億円又は40億円の増資を行った場合には、相続税額が概算で約16億円又は10億円となる旨の説明を受け、その後も、A社が株式保有特定会社及び比準要素数1の会社に該当しないための方策を含め、本件新株発行等を用いた相続税減税スキーム及び相続における相続人による本件

株式の現金化について、担当者と電話や電子メールを通じて連日のように協議を重ね、同年8月9日に同スキームを実行した事実が認められる。

本件新株発行等に至る上記認定の経過によれば、甲が、本件新株発行等が近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において被控訴人らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件新株発行等を行ったことは明らかというべきである。また、甲を除く被控訴人らは、本件被相続人に係る相続税対策を甲に任せていたものと認められるから、本件新株発行等は、被控訴人らの少なくとも黙示的な承諾の下で行われたものというべきであり、被控訴人らは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったといえる。

4 以上によれば、本件においては、被控訴人らの相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と被控訴人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということが出来る。

したがって、本件において、被控訴人らの相続税の課税価格に算入される財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするには、合理的理由があると認められるから、それが租税法の一般原則としての平等原則に違反するということとはできない。

(5)実務家からの視点

保有していた上場株式を売却・現金化し、遺言を作成した後、証券会社に相談を行っている。

その後 8 月 9 日に被相続人らが設立した非上場会社の臨時株主総会が行われ、投資業等を定款に目的として追加するとともに、配当決議が行われ、38 億円の第三者割当増資までが行われた。その結果、もともとは株式等保有特定会社と比準要素数 1 の会社に該当していたこの非上場会社は、形式的には、株式等保有特定会社にも、比準要素数 1 の会社にも、該当しないことになった。

このような各種行動のあと、平成 25 年 10 月 14 日に相続が開始した。

なお、その後、遺産分割が行われ、相続した非上場株式については、発行人へ譲渡されている。この発行人への自己株式の譲渡時に、みなし配当課税が行われないう、租税特別措置法 9 条の 7 に規定する特例(注 1)の届出を税務署に提出している。併せて、租税特別措置法 39 条に規定する相続税の取得費加算特例(注 2)も適用している。

第三者割当増資により増加し、そのまま相続された非上場株式は、税負担を低減させる特例を使った発行人への譲渡によって、ほぼ全てが自己株式となり、その対価としてキャッシュが孫に渡っている。非常によく考えられたスキームといえる。

東京地裁は、本件新株発行等だけでなく、評価通達により小会社は併用方式の選択適用が認められていることにも起因して相続税が減少したと指摘した。会計検査院からも非上場株式の評価方法について指摘もされているところ、行方が注目される。

なお、国側は純資産価額方式による評価額(@3,443 円)とは別途、監査法人によると思われる株式価値算定報告書を主張している。この報告書では「企業価値評価ガイドライン」に従い、ネットアセットアプローチのうち修正簿価純資産法を採用し、@3,488 円と評価した。(より低廉なのは純資産価額方式であった)。

(注 1) 相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈について納付すべき相続税額のあるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間に、その相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に譲渡した場合において、一定の手続の下で、その譲渡対価の額がその譲渡した株式に係る資本等の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わずに譲渡所得の金額の計算をする特例制度を受けると行う手続きです。

(注 2) 相続又は遺贈による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額があるものが、相続税申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格計算の基礎に算入された資産の譲渡をした場合における譲渡所得に係る所得税法第 33 条第 3 項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

そのほかにも、相続自社株には特例がある。

(法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第 59 条の適用)

措置法通達 37 の 10・37 の 11 共-22 法人がその株主等から措置法第 37 条の 10 第 3 項第 5 号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、同項及び措置法第 37 条の 11 第 3 項の規定により、当該株主等が交付を受ける金銭等は一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるが、この場合における同法第 59 条第 1 項第 2 号《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用については、次による。

(1) 所得税法第 59 条第 1 項第 2 号の規定に該当するかどうかの判定

法人が当該自己の株式又は出資を取得した時における当該自己の株式又は出資の価額(以下この項において「当該自己株式等の時価」という。)に対して、当該株主等に交付された金銭等の額が、所得税法第 59 条第 1 項第 2 号に規定する著しく低い価額の対価であるかどうかにより判定する。

(2) 所得税法第 59 条第 1 項第 2 号の規定に該当する場合の一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額

当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当額に相当する金額を控除した金額による。

(注) 「当該自己株式等の時価」は、所基通 59-6《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」により算定するものとする。

会社法(相続人等からの取得の特則)

第一百六十二条 第一百六十条第二項及び第三項の規定は、株式会社が株主の相続人その他の一般承継人からその相続その他の一般承継により取得した当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 株式会社が公開会社である場合

二 当該相続人その他の一般承継人が株主総会又は種類株主総会において当該株式について議決権を行使した場合

メモ

- ・東京地裁判決が覆ったことで、危ない対策でもやらない税理士が文句を言われるリスクは軽減された？
- ・配当を行わない会社の株価対策はリスク。
- ・取引と節税効果の発現との間の期間の長短によって平等原則に反するか否かが変わるのか、すなわち5年の開きがあれば総則6項の適用なし？

のであって、本件相続株式について、譲渡予定価格(10万5068円)と本件算定報告額(8万0373円)が比較的近く、これらが本件通達評価額(8186円)と大きくかい離しているからといって、更正処分の時点にさかのぼって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(特段の事情)が存在していたということにはならない。

5 控訴人は、最高裁昭和61年12月5日第二小法廷判決を参照した上で、相続開始時に売買契約成立に至っていなかったとしても、近い将来売買契約が成立し、売買代金債権に転化する蓋然性が高い場合には、当該株式の価値が現実的に実現する蓋然性が高いものとして、当該株式の価値としては、その売買代金相当額が一つの基準になり得るところであるとも主張する。しかし、上記最高裁判決は、本件のように、売買契約が未だ成立していない場合とは明らかに状況を異にするものであり、近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性の程度を基準にすることは適切でない。なお、仮に、上記蓋然性の程度を基準とすることが許容されると解したとしても、相続開始日において、被控訴人らとV社との間で本件相続株式の売買契約が成立し、譲渡予定価格による売買代金債権に転化する蓋然性が高かったと認めることはできない。

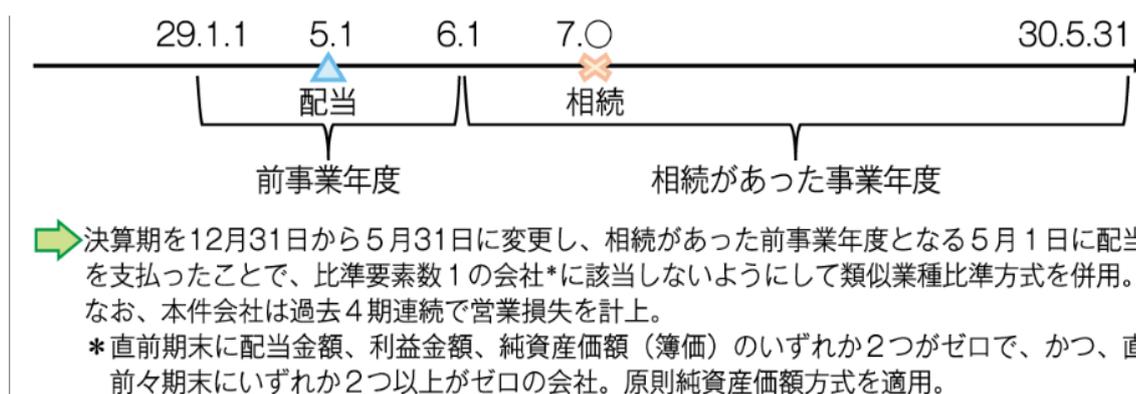
6 最高裁令和4年判決は、評価通達6の適用の有無に当たり、被相続人が、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮しているところ、被相続人及び被控訴人らによるこれに類する行為があったとは認め難い。被相続人又は被控訴人らが、相続税の負担を減じ、又は免れさせる行為をしたと認めることができない以上、被相続人又は被控訴人らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はない。

7 控訴人は、本件売却価格が本件相続株式の客観的交換価値を反映したものであるとも主張するが、そのようなことは、相続開始時における交換価値について専門家による判定を行わない限り認定し得ないものであることは、前記説示のとおりであり、評価通達6を適用すべき特段の事情に該当するとはいえない。

8 当審における控訴人の主張のうち、評価通達6の適用に当たり、租税回避行為があることは要件とならないとする点については、当裁判所はそのような要件が存するものと説示しているものではないから、同主張に対する判断の必要はない。

9 以上によれば、被控訴人らの請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとする。

3. 事業年度の変更と配当の支払いを行い、比準要素数1の会社を回避して評価額を引き下げようとしたが、「総則6項」の適用で原処分庁の主張が認められた裁決事例(金沢国税不服審判所 令和6年3月25日)



【認定された事実】

- (1) 請求人は、平成29年3月1日、本件副支店長と打合せを行った際に、本件副支店長から、本件会社の代表者に相続の開始があった場合の影響について指摘を受け、本件税理士法人をスポットで紹介する旨の申出を受けた。
- (2) 本件支店長及び本件行員は、平成29年3月29日、本件相続に係る相続対策につき、本件税理士法人との連携を視野に入れて、要旨、次のとおりとするスキームの構築に向けて準備を開始した。
手順として、①本件被相続人の遺言書を作成、②本件被相続人及び本件会社所有の各不動産を売却して納税資金を確保、③本件株式を本件相続の開始があった日の翌日から本件相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡といった流れで実施する。
上記①及び②については次年度(平成30年)内で実施し、同③については翌年度(平成31年)中に着手する。
- (3) 本件社員税理士は、平成29年3月29日、請求人に対し、本件相続に係る相続対策などのスキームを検討していく旨表明した。
- (4) 本件社員税理士は、本件被相続人の容態が悪化していることから、本件相続に係る相続対策スキームについて至急取組を開始するため、平成29年4月26日に請求人を往訪した。
- (5) M及び請求人は、平成29年5月2日、本件税理士法人の〇〇事務所において、本件被相続人の遺言書に係る文案を作成した。
- (6) 本件社員税理士と本件行員は、平成29年5月12日、本件相続に係る相続対策のための打合せを行った。なお、上記の打合せの内容は、要旨、次のとおりである。

本件被相続人の所有する財産は全て請求人が相続するものとして、所要の手續及び対策を検討する。

本件会社の株式評価額は、現状33.9億円と高額である。本件会社は、比準要素数1の会社に該当し、評価通達189-2の定めによりいわゆる純資産価額方式によって評価せざるを得ないことが要因である。現状では、

本件会社の決算(平成 28 年 12 月 31 日)を跨いでしまっており、当該決算前に配当を実施していれば、株式評価額は相当値下げできた。対策としては、5月に僅かな配当金を出し、決算時期を平成 29 年5月 31 日に変更することにより、本件会社は評価通達 178 に定める「中会社」に該当することとなり、本件株式の評価額の計算上、評価通達 179 の定めによりいわゆる類似業種比準方式を併用することが可能となるが、〇〇である本件税理士法人の顧問においては、株価引下げを目的とした決算期変更とみなされ否認される可能性が高いとの見解であった。ただし、上記の対策により株式評価額は現状から 10 億円程度値下がりすることは明らかであり、チャレンジする方向で調整している。

(7) 請求人は、平成 29 年5月 17 日、本件社員税理士、本件支店長及び本件副支店長と面談し、本件社員税理士が提案した相続対策スキームに係るメリットやリスクについて十分理解した上で、実施可能な事柄につき、請求人、本件税理士法人及びT銀行の三者が一体となって取り組んでいること、及びその方向性を共有化していくことを確認し、これを承諾した。

(8) 本件支店長は、平成 29 年5月 19 日、〇〇と面談し、本件会社の事業年度終了の要否についての質問に対して、配当実施による株式評価額の基準を変更する可能性を残しておくためのものである旨回答し、その趣旨につき当該〇〇の理解を得た。

(9) 本件各行為に係る各々の臨時株主総会の決議等について

(イ) 本件被相続人、M及び請求人の3名で本件会社の議決権の約 92%を有していたところ、この3名が、本件会社の臨時株主総会に出席し、剰余金配当の議案につき賛成の議決権を行使した結果、当該議案は、満場一致で可決された。なお、上記の臨時株主総会の議事録については、本件社員税理士がその写しの交付を受けた後、議事を終了した時刻の誤記が判明したため、本件会社において再作成されている。

(ロ) 本件被相続人、M及び請求人の3名は、本件会社の臨時株主総会に出席し、定款(事業年度)変更の議案につき賛成の議決権を行使した結果、当該議案は、満場一致で可決された。なお、本件会社の事業年度の変更については、過去に本件会社の関与税理士が〇〇に提案したことはあるが、本件事業年度変更については、当該関与税理士に事前の相談はなく、当該関与税理士が事後に当該〇〇から議事録の写しの交付を受けて初めて知ったものである。

【検討】

本件株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとするのが、租税法上の一般原則としての平等原則に違反しないか否かについて

1 請求人の租税負担の軽減の程度について

本件各行為が行われなければ、評価通達 189-2 の定める方法により評価した本件株式の価額は 3,419,668,784 円及び本件相続税に係る課税価格の合計額は〇〇円となり、本件相続税の総額は〇〇円であったにもかかわらず、本件各行為が行われたことにより、本件株式の価額を評価通達 179 の(2)の定める方法により評価すると、本件株式の価額は 2,131,300,096 円にとどまり、その結果、本件相続税に係る課税価格の合計額は〇〇円及び本件相続税の総額は〇〇円となる。

そうすると、本件各行為が行われたことによって請求人の納付すべき税額は〇〇〇〇円減少し、本件各行為が行われなかった場合に比べて約 50%もの税額が減少することになることから、請求人の本件相続税の負担は著しく軽減されたといえる。

2 請求人の租税負担の軽減の意図について

(1)本件被相続人は、平成 29 年4月 18 日に入院した後、同月 26 日までに容態が悪化し、同年5月 12 日には入院先において本件被相続人の所有する財産全部を請求人に相続させる旨の遺言公正証書による遺言をしたところ、請求人は、本件被相続人の容態が悪化したことを受けて同年4月 26 日に本件社員税理士の往訪を受け、同年5月2日に本件被相続人の遺言書に係る文案を作成していたのであるから、近い将来発生することが予想される本件被相続人からの相続により本件株式を含む本件相続に係る財産の全部を取得することを了知していたと認められる。

(2)本件相続に係る相続対策に関する諸事情については、上記のとおりであるところ、本件社員税理士は、本件被相続人の容態が悪化していることから、本件相続に係る相続対策スキームについて至急取組を開始するため、平成 29 年4月 26 日に請求人を往訪し、同年5月 12 日には本件行員と本件相続に係る相続対策について打合せを行っている。一方、請求人は、同年5月 17 日、本件社員税理士が提案した相続対策スキームに係るメリットやリスクについて十分理解した上で、実施可能な事柄につき、請求人、本件税理士法人及びT銀行の三者が一体となって取り組んでいること、及びその方向性を共有化していくことを確認し、これを承諾したところ、同月 12 日の本件社員税理士と本件行員との打合せの内容が、本件被相続人の所有する財産の全部を請求人が相続することを前提とした対策及びその手続に関するものであり、当該対策の大要が、本件会社が平成 29 年5月に配当を実施し、かつ、決算時期を同月 31 日に変更することによって、本件会社の株式評価額を現状の約 33.9 億円から 10 億円程度値下げすることにチャレンジするというものであったことからすれば、請求人は、本件各行為が行われることにより、本件相続税の負担を減じさせることができること(メリット)を十分理解し、かつ、税務当局に否認されるおそれがあること(リスク)を承知の上、あえてこれにチャレンジすることを承諾したと認められる。

(3)このことに加え、上記(2)のホによれば、本件被相続人、M及び請求人は、この3名で本件会社の議決権の約 92%を有して本件会社を支配し、臨時株主総会を開催して剰余金配当の議案及び定款(事業年度)変更の議案を満場一致で可決させたことと認められることを併せ考慮すると、請求人は、本件各行為が近い将来発生することが予想される本件被相続人からの相続において請求人の相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、本件各行為に係る各々の臨時株主総会を開催し、本件被相続人及びMと意思を相通じ

て賛成の議決権を行使したと合理的に推認でき、これを覆すに足りる証拠は見当たらない。

3 以上によれば、本件各行為は、平成 29 年 4 月 26 日までに本件被相続人の容態が悪化したことを受け、その後本件社員税理士が提案した相続対策スキームに沿って臨時株主総会決議など所要の手続を経て行われたものであると認められるから、別紙 2 及び別紙 3 の各臨時株主総会議事録に記載の理由があったとしても、請求人の租税負担の軽減をも意図して行われたものといえる。

4 小括

上記のとおり、本件各行為が行われたことにより、請求人の本件相続税の負担は著しく軽減されたといえ、上記のとおり、本件各行為は、請求人の租税負担の軽減をも意図して行われたものといえる事情の下においては、本件株式の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが、本件各行為のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と請求人との間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであり、合理的な理由があると認められるから、本件株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとするのが、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するということとはできない。

原処分庁評価額に合理性があるか否かについて

本件報告書の概要は、別紙 4 のとおりであるところ、①DCF法を採用しない理由は、将来の事業計画を作成していないことや過去 4 期連続で営業損失を計上していることなど、本件会社の実情を踏まえたものとなっており、②類似会社比準法を採用しない理由は、類似の上場企業を選定したとしても、本件会社の利益指標が赤字であることから適切な価値算定を行うことは困難であるなどといったものであって、上場企業に比準する前提となるべき本件会社の実情を踏まえたものであり、これらを踏まえて、会社財務情報に基づき、株式価値を算定することが可能である時価純資産法を採用したというものであって、その算定手法の選定は合理的なものである。